



# たかつき 自転車 ルールブック



## 《目次》

1	正しいルールを身に付けるために	--- 1
2	交通安全教育を行いましょう	--- 2
3	自転車はクルマの仲間です！	--- 3
4	自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入	--- 4
4	自転車の安全点検	--- 4
5	ヘルメットを着用しましょう	--- 5
6	自転車の通行するところ	--- 6
7	自転車は1人乗りの乗り物です	--- 9
8	夜はライトをつけましょう	--- 10
9	・・・ながら運転はやめましょう	--- 10
10	自転車と並んで走ってはいけません	--- 11
11	お酒を飲んでの運転はやめましょう	--- 11
12	自転車運転者講習制度について	--- 12
13	自転車保険の加入について	--- 12
14	自転車は、原則は車道、歩道では車道寄りをクルマと同じ方向へ通行	--- 14

# 1

## 正しいルールを身に付けるために 交通安全教育をしましょう

交通ルールの遵守、交通安全意識の向上には、子どもが小さい頃から、家庭や学校等における継続的な交通安全教育が重要です。また、事業者は従業員に対し、交通安全に関する研修を行いましょう。

### ●交通安全教育は家庭から

子どもは保護者を見て成長するため、まず保護者自身が交通ルールを守りましょう。また、交通安全について、普段から子どもと話し合しましょう。



### ●小学生から高校生に対する交通安全教育

小学生になると、自転車の利用で行動範囲が広がり、保護者から離れて行動する機会も増えます。中学生・高校生は、自転車事故にあうことに加え、事故で加害者になることも多くなっています。自転車の利用に必要な技能と知識の習得のほか、道路や交通状況に応じ、危険の予測、回避できる知識、能力を高めるようにしましょう。

### ●従業員への交通安全教育

従業員に対して、研修等を行い、歩行者への配慮、乗車用ヘルメットや反射器材の効果、自転車保険の必要性等を再確認しましょう。交通安全に対する意識を高め、自転車事故を防止しましょう。

(学校の長による交通安全教育等)

#### 大阪府自転車条例第8条第1項

小学校、中学校、高等学校等の長は、児童、生徒及び学生に対し、安全適正利用に関する必要な交通安全教育を行うよう努めなければならない。

(保護者等による交通安全教育等)

#### 大阪府自転車条例第9条第1項、第2項

保護者は、安全適正利用に関する講習を受講するよう努めるとともに、その監護する未成年者に対し、安全適正利用に関する必要な交通安全教育を行うよう努めなければならない。

事業者は、その従業員に対し、安全適正利用に関する必要な交通安全教育を行うよう努めなければならない。

(保護者の責務)

#### 高槻市自転車安全利用条例第9条

保護者は、その監護する子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)に対し、自転車の安全な利用に関する教育に努めなければならない。

(学校の長の責務)

#### 高槻市自転車安全利用条例第10条

学校の長は、在学する児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全な利用に関する教育に努めなければならない。

### 『自転車活用推進法』(国土交通省)

自転車の活用の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成29年5月に施行されました。

### 『交通安全教室の実施』(高槻市)

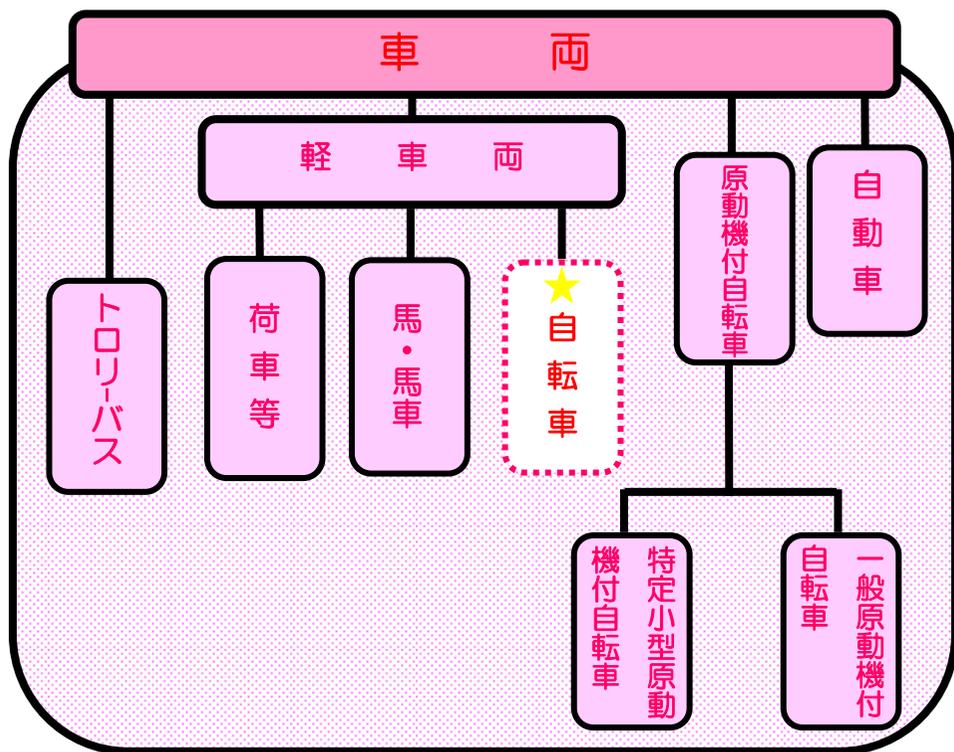
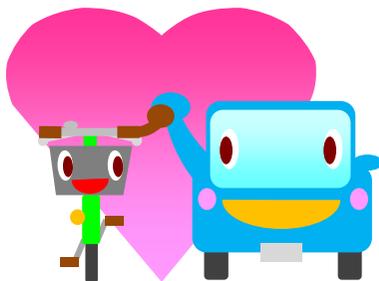
高槻市では、全年齢を対象とした交通安全教室を随時開催しています。ご希望に応じて、座学・実技の両方を実施いたします。詳細は下記までお問い合わせください。

高槻市都市創造部管理課  
TEL: 072-674-7592

## 2

# 自転車はクルマの仲間です！

自転車は、日常生活において、通学や通勤、サイクリング等で利用される便利で身近な乗り物で、幼児から高齢者まで幅広く利用されています。しかし、自転車利用者の交通違反等による事故が後を絶たず、事故で高額な賠償請求事例も発生するなど、自転車は正しく利用しないと、事故を起こす危険な乗り物になる可能性があります。



### 『自転車の定義』

道路交通法第2条第1項第8号、第11号

自転車は道路交通法上「軽車両」といい、クルマなどと同じ「車両」と規定されています。

# 3

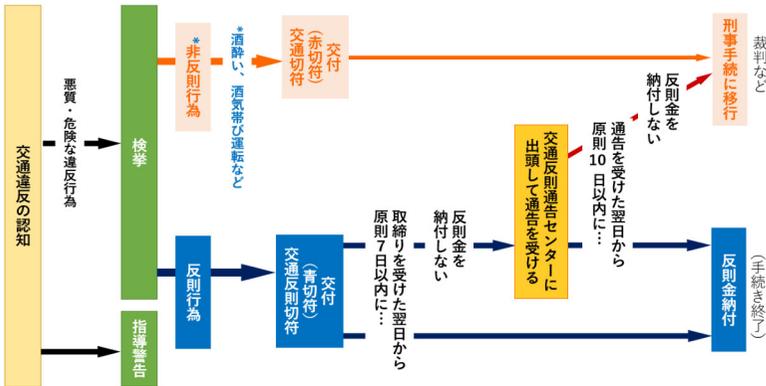
## 自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入



自転車の交通違反に「交通反則通告制度」（いわゆる「青切符」）が令和8年4月1日から導入されます。「交通反則通告制度」とは、一定の違反行為をした運転者に対して、「青切符」による反則告知を行い、各違反行為に定められた反則金の納付を通告するものです。

- 対象は16歳以上
- 対象となる違反は100種類以上
- 反則金は、原付と同じ

## 自転車の交通違反取締りの流れ



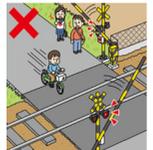
右記の他にも、「二人乗り」や「無灯火」なども青切符の対象となる違反行為です。

また、令和8年4月から「※1 被側方通過車義務違反」が新設されます。

※1 車道で車両が自転車等の右側を通過するときに、自転車等はできる限り道路の左側端に寄って通行しなければいけません。

### 主な違反行為と反則金

- ながら運転 スマホ：12,000円  
傘さし、イヤホン：5,000円
- 遮断踏切立入り：7,000円
- 信号無視：6,000円
- 一時不停止：5,000円



## 4

## 自転車の安全点検



自転車は「車両」です。クルマと同じように、自転車自体の安全を確保するため、点検整備を行いましょう。タイヤの空気圧やブレーキの効き等の日常的な自己点検や、自転車販売店等で定期的に点検整備を受けてください。

### 大切です！自転車の日常点検 点検の合言葉は「ハラブタバサ」

**ハ**ンドル

前輪と直角にしっかりと固定されているか確かめましょう

**タ**イヤ

空気がきちんと入っているか、溝に何かはさまっていたり、すり減っていないか、確かめましょう

**ラ**イト

明るく点灯するか確かめましょう

**ベ**ル

危険な時のみ使用しますきちんと鳴るか確かめましょう

**ブ**レーキ

いざという時にきかなければ事故につながります。前ブレーキ、後ろブレーキ両方確かめましょう

**サ**ドル

ちょうどつま先立ちした高さ、足の裏が3分の1くらいつく高さに合わせましょう

（自転車の点検及び整備）

大阪府自転車条例第10条第1項、第2項

自転車利用者（未成年者の場合は保護者）及び自転車貸付業者その他自転車を事業の用に供する者は、利用し、又は事業の用に供する自転車について、適宜、安全適正利用のために必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

## ブレーキの効く 自転車に乗りましょう

基準に合った  
ブレーキを備えていない  
自転車は運転してはダメ！

『自転車の制御装置等』  
道路交通法第63条の9第1項  
反則金：5,000円  
罰則：5万円以下の罰金

自転車の運転者は、基準に適合する制御装置を備えていない交通の危険を生じさせるおそれのある自転車を運転してはならない。

5

## ヘルメットを着用しましょう

高槻市自転車安全利用条例では、国に先駆けて平成27年から、全ての自転車利用者にヘルメットの着用を求めていましたが、令和5年4月1日からは、改正道路交通法により、法律上においても全ての自転車利用者にヘルメットの着用が努力義務となりました。

自転車乗用中の交通事故で亡くなった人の約6割が頭部に致命傷を負っています。自分の身を守るためにヘルメットを着用することはもちろん、周りの人にもヘルメットを着用するよう伝えましょう。



ヘルメット着用

(自転車の運転者等の遵守事項)

道路交通法第63条の11第1項、第2項、第3項

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

(乗車用ヘルメットの着用)

高槻市自転車安全利用条例第13条第1項

自転車利用者は、交通事故の被害を軽減するため、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

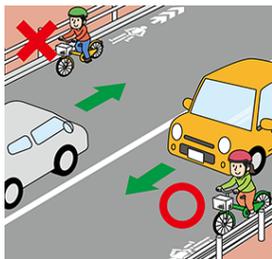
# 6

## 自転車の通行するところ

### (1) 車道通行のルール

#### ① 車道の左端に寄って通行します

自転車は原則、クルマと同じ左側通行です。



道路交通法第 17 条第 1 項

反則金：6,000円

罰則：3月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金

#### ② 車道の左側に「専用通行帯」があるときは、その「専用通行帯」を通行します



「自転車専用通行帯」の標識

(左、中央) と道路標示 (右)

道路交通法第 20 条第 2 項

反則金：5,000円

罰則：5万円以下の罰金

#### ③ 車道に「自転車道」があるときは、その「自転車道」を通行します

自転車道…縁石線や柵などで車道の部分に区画された自転車の通行スペース  
「自転車道」内は左側通行

※右の標識（自転車一方通行）がある自転車道では、標識の矢印が示す方向にしか通行することができません。



「自転車道」の道路標識



道路交通法第 63 条の 3

反則金：3,000円

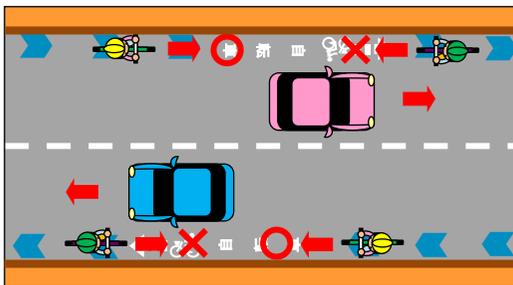
罰則：2万円以下の罰金または料料

#### 高槻市では…

自転車を安全に快適に利用できるよう自転車通行空間の整備を進めています。

#### 車道の左側端の

◀◀ (矢羽根) に沿って  
通行しましょう



## ポイント

歩道は「歩行者優先」、自転車は「徐行」！

## (2) 歩道通行のルール

### ① 「普通自転車及び

**歩行者専用」の標識等があれば歩道を通行することができます**

普通自転車は車道通行が原則ですが、以下の標識・道路標示があればその歩道も双方向に通行することができます。



※普通自転車とは、一般に使用されている四輪以下の自転車、車体の大きさが長さ190cm以内及び幅60cm以内等の内閣府令で定める基準に適合し、他の車両をけん引していないものをいいます。

「普通自転車及び歩行者専用」の標識

上記標識等がない歩道でも以下の場合には通行することができます。

- ① 13歳未満または70歳以上、体の不自由な人が運転する場合
- ② 道路工事等、安全のためやむを得ない場合

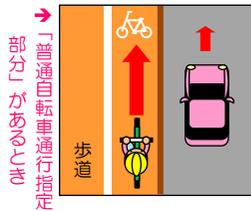
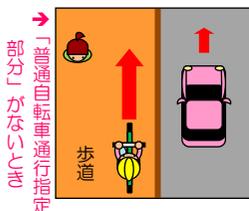
道路交通法第17条第1項

反則金：6,000円

罰則：3月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金

### ② 歩道の車道寄りを徐行します

普通自転車通行指定部分があるときはその部分を、ない場合は中央から車道寄りをすぐに止まれるような速度で進行することができます。



### ③ 歩道は歩行者優先のため、歩行者の通行を妨げそうなときは一時停止します

※歩道通行時は幼児や障がい者、高齢者など様々な人がいるので注意しましょう！



道路交通法第63条の4第2項

反則金：3,000円

罰則：2万円以下の罰金または料料

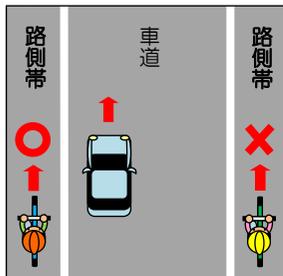
## (3) 路側帯通行のルール

### ① 一部を除き道路の左側にある路側帯を通行できます

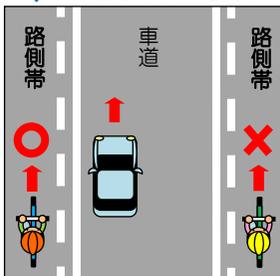
自転車は車道通行が原則ですが、道路の左側に路側帯があるときは、その路側帯を通行することができます。ただし、歩行者用路側帯は通行できません。

自転車の路側帯通行ができる場合○とできない場合×

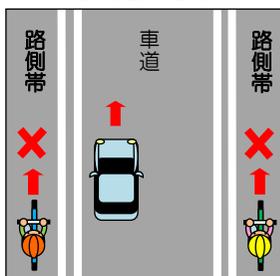
↓ 「実線1本」の路側帯



↓ 「実線と破線」の路側帯 (駐停車禁止路側帯)



↓ 「実線2本」路側帯 (歩行者用路側帯)



道路交通法第17条第6項

反則金：6,000円

罰則：3月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金

②路側帯では、  
歩行者の通行を妨げないように進行し、  
歩行者が多いときなどは、  
通行しないようにします

路側帯では、歩行者の進行を妨げないような  
速度と方法で進行しなければなりません。

道路交通法第 17 条の 3 第 2 項

反則金：3,000円

罰則：2万円以下の罰金または料料

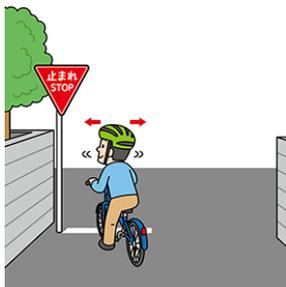
歩行者が多いなど、著しく歩行者の妨げになり  
そうなときは、路側帯を通行してはなりません。



歩行者の通行を妨げそうなときは、車道の左側を通行しましょう

## (4) 交差点進行のルール<信号機がない場合>

### ①「一時停止」の標識がある交差点では、必ず一時停止します



停止線の直前（停止線がない場合は  
交差点の直前）で必ず一時停止し、  
安全を確かめてから進行しなければ  
なりません。また、「一時停止」の  
標識がない交差点でも必ず安全を  
確かめてから進行しましょう。

道路交通法第 43 条

反則金：5,000円

罰則：3月以下の拘禁刑または  
5万円以下の罰金

### ②右折するときは、できる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に 沿って徐行します

道路交通法第 34 条第 3 項

反則金：3,000円

〈信号交差点で二段階右折をしなかった  
場合は、信号無視として反則金6,000円〉

罰則：2万円以下の罰金または料料

向きを変える



・信号機がない場合も同じ要領  
で右折

## (5) 交差点進行のルール<信号機がある場合>

### ①信号に従って通行します

自転車は、原則として「車両用信号機」に従って通行しますが、歩道通行時は「歩行者用信号機」に従います。また、「歩行者・自転車専用」の標示板が「歩行者用信号機」に設置されている場合は、車道通行時もその信号機に従う必要があります。

道路交通法第7条

反則金：6,000円（点滅の信号無視は5,000円）

罰則：3月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金



車両用信号機



歩行者用信号機



歩行者・自転車専用信号機



「自転車横断帯」の道路標示

- 横断歩道では、歩行者がいない等歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車を押してわたりましょう。
- 自転車横断帯がある交差点では自転車はそこを通行しなければなりません。

## (6) 踏切通行のルール

### ①踏切の直前で停止し、安全を確認します

道路交通法第33条第1項

反則金：6,000円 罰則：3月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金

### ②しゃ断機が下りていたり、警報機が鳴っていたら、踏切内に入ってははいけません

道路交通法第33条第2項

反則金：7,000円 罰則：3月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金

# 7

## 自転車は1人乗りの乗り物です

### 二人乗りは原則として禁止です！

- 幼児二人同乗用自転車は、国内の安全基準であるSGマークやBAAマークなどの付いた安全な自転車を利用しましょう。
- 幼児二人同乗用自転車に乗り降りするときは、子どもを幼児用座席に乗せたまま自転車から離れないなど、安全に使用しましょう。



SGマーク



BAAマーク

(乗車又は積載の制限等)

道路交通法第57条第2項

反則金：3,000円

罰則：2万円以下の罰金または料

2輪の自転車の乗車人員は1人を、3輪の自転車の乗車人員は乗車装置に応じた人員を越えないこと。ただし、16歳以上の運転者が、以下に該当する場合はこの限りではない。

- 6歳未満の幼児1人を幼児用座席に乗車させる場合
- 6歳未満の幼児2人を幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させる場合
- 4歳未満の者1人をひも等で確実に背負う場合（幼児二人同乗用自転車に幼児2人を同乗させた場合を除く）

## 8

## 夜はライトをつけましょう

夜間や交差点での事故が多いことから、相手からの視認性を向上させて事故を防止するため、自転車には前照灯や尾灯に加え、側面に反射器材を装着しましょう。

『車両等の灯火』

道路交通法第52条第1項

反則金：5,000円

罰則：5万円以下の罰金

夜間（日没から日出までの間）、通行する場合は、前照灯をつけなければならない。

※前照灯：白色又は淡黄色で、夜間前方10メートル先にある物を確認することができる照明装置



（反射器材の備付け）

大阪府自転車条例第11条第1項

自転車利用者、自転車貸付業者その他自転車を事業の用に供する者は、夜間において自転車を利用し、又は事業の用に供する場合は、自転車の側面に反射器材を備えるよう努めなければならない。

（自転車利用者の責務）

高槻市自転車安全利用条例第5条第2項

自転車利用者は、反射材その他の交通事故の防止に資する器材の装着に努めなければならない。

## 9

## …ながら運転はやめましょう

次のような行為をしながらの運転は、注意が散漫になり、周囲の危険を発見することができず大変危険です。

①携帯電話等の使用禁止

道路交通法第71条第5号の5

反則金：12,000円

※交通の危険を生じさせた場合は、赤切符等の刑事手続

罰則：最大1年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金

①携帯電話の使用



②『公安委員会遵守事項違反』

道路交通法第71条第6号

反則金：5,000円 罰則：5万円以下の罰金

●傘をさし、物がかつぎ、又は物を持つ等視野を妨げ、若しくは安定を失うおそれがある方法で自転車を運転しないこと。

●イヤホン等を使用して大音量で音楽等を聴きながら自転車を運転しないこと。

②傘さし・イヤホン



# 10

## 自転車で並んで走ってはいけません

自転車は、他の自転車と並進（並んで走行）してはいけません。

『並進禁止』

道路交通法第 19 条

反則金：3,000円 罰則：2万円以下の罰金または料料

※「並進可」の標識がある道路では、2台並んで通行することができます。



「並進可」の道路標識

# 11

## お酒を飲んだの運転はやめましょう

酒気を帯びた状態で自転車を運転してはいけません。

また、酒類・自転車の提供などに対しても罰則が適用されます。



道路交通法第 65 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項

罰則	酒気帯び運転	酒酔い運転
違反者 自転車の提供者	3年以下の拘禁刑又は 50万円以下の罰金	5年以下の拘禁刑又は 100万円以下の罰金
酒類の提供者 同乗者	2年以下の拘禁刑又は 30万円以下の罰金	3年以下の拘禁刑又は 50万円以下の罰金

# 12

## 自転車運転者講習制度について

以下の16項目の「危険行為」により、3年以内に2回以上検挙された違反者は講習の対象となります。(14歳以上) 受講命令に従わない場合は5万円以下の罰金に処せられます



### 16項目の「危険行為」

- |                          |                    |
|--------------------------|--------------------|
| ①信号無視                    | ⑨環状交差点安全進行義務違反等    |
| ②通行禁止違反                  | ⑩指定場所一時不停止等        |
| ③歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反) | ⑪歩道通行時の通行方法違反      |
| ④通行区分違反                  | ⑫制動装置(ブレーキ)不良自転車運転 |
| ⑤路側帯通行時の歩行者の通行妨害         | ⑬酒気帯び運転等           |
| ⑥遮断踏切入り                  | ⑭安全運転義務違反          |
| ⑦交差点安全進行義務違反             | ⑮携帯電話使用等           |
| ⑧交差点優先者妨害                | ⑯妨害運転(おとり運転)       |



# 13

## 自転車保険の加入について

自転車に関する事故への備えと被害者の救済を図るため、自転車利用者(未成年者の場合は保護者)は、大阪府自転車条例により、自転車に関する保険に加入しなければなりません。(義務化)

### ●自転車保険とは？

ここでいう自転車保険は、個人賠償責任保険のように、自転車事故によって生じた他人の生命又は身体の損害を補償することができる保険又は共済をいいます。また、高槻市自転車安全利用条例では、他人の財産における損害を補償することができる保険等についても加入を求めています。

### ●高額な損害賠償請求事例

自転車事故の被害により、数千万円の賠償金を支払わなくてはならない場合があります。この賠償責任は、未成年者が起こした事故であっても免れられません。

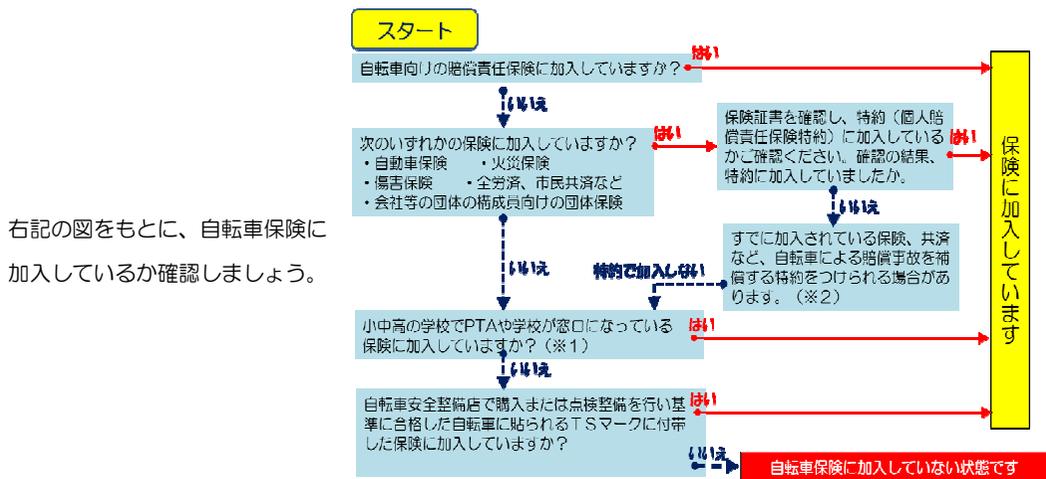
「もしも」に備えて  
自転車保険の加入は  
義務です！



## 自転車保険に加入しているか確認しましょう

自転車保険には様々な種類があり、本人が気付かないうちに、既に参加している場合があります。まずは、自転車保険に加入しているか確認しましょう。

### <自転車保険加入確認フロー>



右記の図をもとに、自転車保険に加入しているか確認しましょう。

大阪府ホームページ

「自転車保険の加入義務化」より抜粋

※1「小・中学生総合保障制度」や「高校生総合保障制度」など任意加入の保険に個人賠償責任補償特約が付いている保険が対象です。また、PTA団体傷害保険等は対象となりませんが、「全国高P連賠償責任補償制度」に加入の場合は対象となります。  
 ※2加入方法等については、保険証券や加入証に記載している保険会社や共済組合、各団体に直接、お問い合わせください。  
 ■ クレジットカードに付帯した保険の加入確認、補償内容については、直接カード会社に問い合わせください。

#### (自転車損害賠償保険等の加入等)

大阪府自転車条例第12条第1項、第2項、第3項

自転車利用者（未成年者の場合は保護者）は、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

事業者は、その事業活動において従業員に自転車を利用させるときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

#### (保険等の加入)

高槻市自転車安全利用条例第14条第1項

自転車利用者は、自転車の利用に係る交通事故により他人に与えた損害の賠償を補償する保険又は共済（大阪府自転車条例第12条第1項に規定する自転車損害賠償保険等を除く。）に加入するよう努めなければならない。

### 『大阪府自転車条例』関連ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130080/dorokankyo/osakajitensha/index.html>  
 大阪府自転車条例や自転車保険のリーフレット、等を掲載しています。

## 自転車は、原則は車道、 歩道では車道寄りをクルマと同じ方向へ通行

### ～道路交通法では～

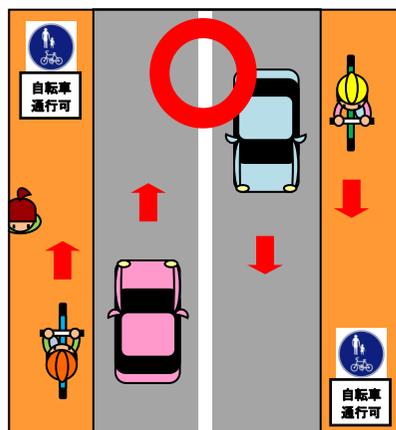
歩道は本来、歩行者のための道であり、道路交通法上、自転車は原則として車道の左側を通行しなければいけません。また、例外的に歩道を双方向に通行することができますが、その際は歩道の車道寄りを徐行する必要があります。

### ～高槻市では～

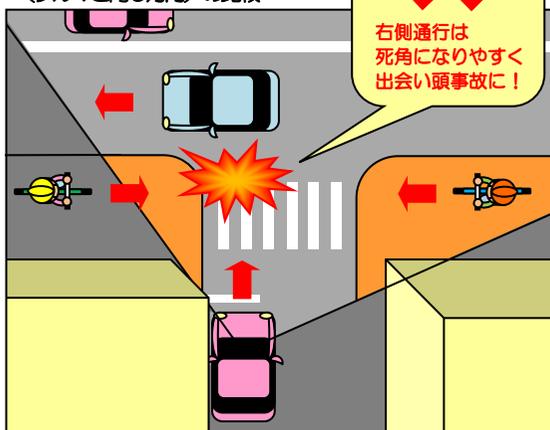
高槻市自転車安全利用条例では、歩行者・自転車利用者双方の安全を図るため、左側にある歩道を、クルマと同じ方向へ通行するよう努めることを定めています。

歩道上で左側通行の自転車と右側通行（逆走）の自転車がすれ違うとき、右側通行の自転車が道を譲って車道に降りてしまうと「車道の逆走」となるだけでなく、クルマが走ってきた場合は急な飛び出しとなり、非常に危険です。また、右側通行をすると、交差点で建物などの死角に入りやすくなります。そのため、交差点に進入しようとするクルマの運転者から発見されにくくなり、出会い頭事故の危険性が高まります。

クルマと同じ方向を通行



右側通行（逆走）と左側通行  
（クルマと同じ方向）の比較



（左側通行）

高槻市自転車安全利用条例第12条

自転車利用者は、道路交通法第63条の4の規定により自転車（同法第63条の3に規定する普通自転車に限る。）が歩道を通行することが認められる場合において、自転車で歩道を通行するときは、車道の左側に設置されている歩道を自動車等の進行方向と同方向に通行するよう努めなければならない。

ひと、自転車、クルマ  
みんなが快適なまちへ

 **高槻市**  
Takatsuki City

自転車の  
ルールが気になったら  
ここをクリック！



たかつき 自転車 ポータル

検索



**毎月15日は自転車安全利用の日**

高槻市自転車安全利用条例では原則毎月15日を「自転車安全利用の日」と定め、自転車の安全利用に関する様々な取組を行っています。

改訂年月：令和8年2月  
発行：高槻市  
編集：都市創造部管理課